

放送大学学園著作物利用規程

平成15年10月1日
放送大学学園規程第13号

改正 平成16年3月31日、平成17年11月29日、
平成18年9月11日、平成21年3月17日、
平成23年9月22日、平成25年3月5日、
平成31年3月25日、令和6年3月26日

第1条 放送大学学園（以下「学園」という。）が、放送番組の素材又は資料として著作権の存続する著作物（肖像権及び所有権の存する素材等を含む。以下同じ。）を利用する場合の条件及び著作物利用料の支払手続については、この規程の定めるところによる。

第2条 学園は、著作物の利用に関し、放送番組制作のための著作物の録音・録画及び当該放送番組の下記の利用に支障を生じることのないよう著作権者（著作権者から著作権の信託を受けた団体、著作権行使の委任を受けた団体その他の素材等について権利を有する者を含む。以下同じ。）の許諾を得るものとする。

- 一 放送番組として、最初の放送の日から4年間又は6年間の期間内で放送すること（CATV等による同時放送を含む。）。
- 二 放送番組として、前号による期間内でマルチ編成により再放送すること。
- 三 放送番組を保存すること。
- 四 放送番組の複製物を学園（本部、学習センター、サテライトスペース及び再視聴施設）に配置し、学生・教員等の学習及び教育研究のために利用するほか、一定の基準を設け、学生に無償で貸与すること。
- 五 放送番組の複製物を学園との協定・契約等により単位互換、連携協力等を実施する大学、専修学校等に貸与すること。
- 六 放送番組について最初の放送の日に属する学期から4年間又は6年間の期間内でインターネット配信（ストリーミング方式であって、在外学生向けを含む。以下同じ。）を行うこと。
- 七 放送番組を授業科目の解説・紹介等学園の告知放送に利用すること。また、告知放送についてCATV等による同時放送若しくは再放送又はインターネット配信を行うこと。
- 八 放送番組の複製物を教育研究のために大学その他の教育研究機関に無償で貸与すること。
- 九 放送番組の複製物を放送教育の周知普及のために利用すること。
- 十 放送番組の複製物を公益財団法人放送番組センターが設置する放送ライブラリー、国若しくは地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関又は公益法人が設置する博物館、視聴覚教育施設等が行う営利を目的としない視聴のために無償で提供すること。
- 十一 放送番組の複製物を出演者等の番組寄与者に提供すること。

第3条 前条による著作物利用について著作権者に支払う利用料は、次のとおりとする。

- 一 文芸の著作物利用料は、別表1のとおりとする。
 - 二 音楽の著作物利用料は、別に定める。
 - 三 美術の著作物利用料は、別表2のとおりとする。
 - 四 写真の著作物利用料は、別表2のとおりとする。
 - 五 図形の著作物利用料は、別表2のとおりとする。
 - 六 映画の著作物利用料は、別表3のとおりとする。
 - 七 二次利用する場合の講義・講演等（実演を含む。）の著作物利用料は、別表4のとおりとする。
 - 八 構成・脚本の著作物利用料は、別に定める。
- 2 一の放送番組において一の著作物を繰り返して利用する場合には、当該利用を一の利用とみなし、当該放送番組において利用した全ての時間を合算した時間の利用料金を支払うものとする。

- 3 共同著作物の著作権者の1人当たり利用料は、当該著作物を1人で創作した場合における利用料金を著作権者の人数で按分した額とする。
- 4 放送番組に出演する者が著作権を有する著作物をその出演に伴い利用する場合は、著作物利用料を支払わないものとする。
- 5 放送期間を延長した場合の著作物利用料は、1年間の延長につき当該著作物を4年間利用した場合における利用料金の25%相当額を支払うものとする。
- 6 著作物利用料について、著作物の特殊性、放送番組制作に関する特別の事情等により第1項から前項までの規定によることができないと認められる場合は、著作物利用料を別に定め、又は記念品により行うことができる。
- 7 著作物利用料については、消費税を加算した額を著作権者に併せて支払うことができる。

第4条 前条の規定により著作権者に著作物利用料を支払う場合には、放送番組制作者は、別に定める著作物利用料計算書に所要事項を記載し、制作部長及び放送部長の承認を得て出納役に提出するものとする。

- 2 前項の規定により著作物利用料を支払った後において、放送回数が予定回数を上回り追加料金を支払う必要が生じた場合は、放送管理課長は別に定める著作物利用料計算書に所要事項を記載し、放送部長の承認を得て出納役に著作物利用料の支払いを請求するものとする。

第5条 放送番組制作者は、放送番組制作のために著作物を利用するときは、その著作権者から記名・捺印を受けた別に定める承諾書を受け取り、保存するものとする。

第6条 放送番組制作者は、放送番組制作のために利用した著作物について別に定める著作物利用報告書に所要事項を記載し、保存するものとする。

第7条 著作権者との契約により第2条に定める利用について取決めのある著作物については、第5条に定める承諾書の受領及び第6条に定める著作物利用報告書への記載を要しない。

第8条 学園が、オンライン授業番組（インターネット配信専用番組を含む。）の素材又は資料として著作物を利用する場合の条件及び著作物利用料の支払手続については、放送番組に関する規定を準用するものとする。

第9条 著作権者の氏名、住所等、著作権者に関する個人情報の取扱いについては、放送大学学園の保有する個人情報の管理等に関する規程（平成17年放送大学学園規程第4号）その他の関係法令、規程等に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月29日）

この規程は、平成17年11月29日から施行し、改正後の放送大学学園著作物使用規程の規定は、平成18年度制作の放送番組から適用する。

附 則（平成18年9月11日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日）

この規程は、平成21年4月1日から施行し、改正後の放送大学学園著作物利用規程の規定は、平成21年度制作の放送番組から適用する。

附 則（平成23年9月22日）

この規程は、平成23年9月22日から施行し、同年6月30日から適用する。

附 則（平成25年3月5日）

この規程は、平成25年3月5日から施行する。

附 則（平成31年3月25日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 文芸の著作物利用料（1件につき）

第1. 放送等

系統		テレビ			ラジオ		
種類		一般 (小説等)	詩	短歌、俳句 及び川柳	一般 (小説等)	詩	短歌、俳句 及び川柳
利用料	5分以内	30,000円	18,000円	9,000円	15,000円	12,000円	6,000円
	5分超	5分を超えるごとに上記利用料金の100%相当額を加算する。					

備考

- 1 表中の利用料は、放送番組又はその複製物の4年間の放送（放送回数は原則12回とし、告知放送において放送番組全部を放送する場合の放送を含む。）、複製、貸与等（インターネット配信を除く。）に対する利用料金とする。6年間の利用の場合は利用料金の50%相当額を加算した額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一の放送番組において一の著作権者の短歌、俳句及び川柳を複数利用する場合の利用料は、別に定めることができる。
- 3 翻訳著作物について翻訳権者に支払う利用料は、原著作権者に支払う利用料金の50%相当額とする。

第2. インターネット配信

種類		一般（小説等）	詩	短歌、俳句及び川柳
利用料	蓄積	2,000円		
	配信	5分以内	8,000円	4,000円
		5分超	5分を超えるごとに上記利用料金の100%相当額を加算する。	

備考

- 1 表中の利用料のうち蓄積利用料はサーバ蓄積1回分の利用料金とし、配信利用料はインターネット配信4年間分の利用料金とする。
- 2 インターネット配信を4年間行う場合の利用料は、蓄積利用料及び配信利用料の合計額とし、6年間の利用の場合は配信利用料の50%相当額を加算した額とする。
- 3 第1の第2項及び第3項の規定は、インターネット配信に係る著作物利用料に準用する。
- 4 インターネット配信期間を延長した場合の利用料は、1年間の延長につき著作物を4年間利用した場合における配信利用料の25%相当額を支払うものとする。

別表2 美術、写真及び図形の著作物利用料（1点につき）

種類	美術	写真	図形
利用料	10,500 円	7,200 円	6,000 円

ただし、一の放送番組において一の著作権者の著作物を複数利用する場合の利用料は、次表により算出した合計額とする。

利用点数	1～5点	6～10点	11～20点	21点以上
利用料	1点につき上記利用料の100%相当額	1点につき上記利用料の80%相当額	1点につき上記利用料の50%相当額	1点につきその都度定める額

備考 表中の利用料は、放送番組又はその複製物の4年間の放送（放送回数は原則12回とし、告知放送において放送番組全部を放送する場合の放送を含む。）、複製、貸与等に対する利用料金とする。6年間の利用の場合は利用料金の50%相当額を加算した額とする。

別表3 映画の著作物利用料（1件につき）

利用時間	利用料
1分以内	60,000円
1分を超え2分以内	72,000円
2分を超え3分以内	84,000円
3分を超え4分以内	96,000円
4分を超え5分以内	108,000円
5分を超え6分以内	114,000円
6分を超え7分以内	120,000円
7分を超え8分以内	126,000円
8分を超え9分以内	132,000円
9分を超え10分以内	138,000円
10分を超える	144,000円

備考 表中の利用料は、放送番組又はその複製物の4年間の放送（放送回数は原則12回とし、告知放送において放送番組全部を放送する場合の放送を含む。）、複製、貸与等に対する利用料金とする。6年間の利用の場合は利用料金の50%相当額を加算した額とする。

別表4 講義・講演等の著作物利用料（二次利用する場合）

区 分		利用料	
		テレビ	ラジオ
A	大学教授相当	48,000 円	37,000 円
B	大学准教授相当	40,000 円	32,000 円
C	大学講師、小・中・高校長相当	32,000 円	26,000 円
D	大学助教・助手、小・中・高教諭相当	26,000 円	21,000 円
E	一般	18,000 円	16,000 円
F	大学生	14,000 円	11,000 円

備考

- 1 表中の利用料は、放送番組又はその複製物の放送（原則12回とし、告知放送において放送番組全部を放送する場合の放送を含む。）、複製、貸与、インターネット配信等による利用料金とする。6年間の利用の場合は利用料金の50%相当額を加算した額とする。
- 2 利用時間が5分未満又は5分以上20分未満の場合は、利用料金のそれぞれ25%、50%相当額とする。
- 3 表中に表示のない者については、相応の区分により支払うものとする。